

三豊市農業委員会 2 月定例総会議事録

令和6年2月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会2月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 32名(農業委員24名、農地利用最適化推進委員8名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 讓	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

5番	近藤 康正	○	9番	豊嶋 秀公	○	22番	橋田 守雄	○
31番	香川 秋訓	○	49番	徳永 俊行	○	52番	黒浜 豊	○
59番	喜田 秀次	○	66番	近井 昌宏	○			

2. 署名委員

4番 笠原 孝弘
10番 糸川 正

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 大井 要平
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地通知の件について
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会2月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。このところ、気温が上がったり下がったりと寒暖の差が激しい日々が続いております。我々の任期もあと約1年となりましたが、皆さんにお願いしなければならない業務がございます。耕作放棄地の増加や担い手不足で農地の状況が以前と比べて変わってきており、農地の保全が心配されているところです。そういった中、地域において農地利用の見直しを行う、地域計画の策定が求められています。農地の担い手の色分けを行い、地図に落とし込む作業を、来年の3月までに行わなければなりません。今後は農林水産課、農業委員会、農業委員、推進委員が中心となって、地域計画作成のための座談会を開き、10年後の耕作者を決めていきます。現在は、市内のモデル地域において、随時会議を行いながら地域計画策定に向けて取り組んでいるところです。それぞれの地域の特性を踏まえ、今後作業にあたらなければならないということをご承知おきいただきたいと思います。本日の議題は多くありませんが、皆様方のご協力により議事進行がスムーズに進みますようお願い申し上げます。お礼の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は24名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会2月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号4番 笠原 孝弘 委員、議席番号10番 糸川 正 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号11号を朗読 〕

以上11件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号11号の11件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号6号を朗読 〕

以上6件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の6件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号19号を朗読 〕

以上19件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4番 番号1号、番号2号については、譲渡人が同じ方なので一括して説明いたします。どちらの申請も、譲受人と譲渡人は親族です。営農型太陽光発電施設の設置のため、3年に1度申請を行う必要があることから、今回申請が出ております。

以上2件、水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくようお願いいたします。

3番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請地は譲受人の農地に隣接しており、譲渡人は高齢で管理が難しいことから、今回売買が成立しました。譲受人は常時農業に従事しており、申請地では

現在果樹が栽培されておりますので、そのまま果樹を栽培する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。

7 番 番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。譲受人は数年前から申請地を借りて野菜を栽培しており、譲渡人が申請地の管理が難しくなったことと、申請地が譲受人宅のすぐそばにあることから、今回無償で譲渡が行われることになったものです。譲受人は申請地を含め20aほどの農地を所有しており、季節の野菜を栽培し、販売しております。現地を確認したところ適切に管理されており、周辺農地への影響もなく問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

9 番 番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。高齢となった譲渡人が譲受人と相談し、今回売買が成立しました。現地を確認したところ農地として利用されており、耕作に問題ありません。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしく願いいたします。

10 番 番号6号、番号7号については譲渡人と譲受人が同じ方なので一括して説明します。譲渡人と譲受人は親族で、自作地相互の交換のための申請です。番号6号の譲渡人は市外在住ですが、市内にある実家の土地や建物を管理しております。譲渡人と譲受人にとって、申請地を交換すると、農地がそれぞれの実家に隣接するようになるというメリットがあることから、今回の申請となりました。交換後も、それぞれ今まで栽培していた作物を栽培する予定です。

番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は高齢で耕作が難しくなったことから、譲受人に売買を申し入れたところ、農業経営拡大を目指していることもあり、話がまとまりました。申請地は譲受人宅から離れていますが、今まで申請地を管理していた譲渡人から農機具を借りることができるため、問題ありません。現地を確認したところ、耕起されており適切に管理されております。譲受人は水稻や野菜を栽培しており、申請地でも野菜を栽培する予定です。

番号9号について説明します。譲渡人は、市内の実家と農地を相続しましたが、県外で暮らしていることもあり、申請地を管理していた譲受人に相談をしたところ、今回の売買が成立しました。現地を確認したところ、耕起され耕作には問題ありません。譲受人は水稻と野菜を栽培しており、申請地でも野菜を栽培する予定です。

以上4件、水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしく願いいたします。

12 番 番号10号について説明します。譲渡人は今まで野菜等を栽培してきましたが、近年は高齢のため草刈り等の管理のみ行っていました。農地の処分を行うため譲受人に譲渡の相談をしたところ、今回の売買となりました。申請地では、自己消費の野菜や果樹を栽培して管理する予定です。周辺農地の影響もなく、問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

14 番 番号11号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。申請地は現在営農型太陽光発電施設として稼働しており、シキビが栽培されてお

ます。太陽光発電施設の継続のための申請ということで、問題ないと思われます。

続いて番号12号について説明します。譲渡人と譲受人は元々同じ自治会で住んでおりました。譲渡人は農業に従事しておりませんが、草刈りを行っていたため、申請地もいつでも作付けできる状態です。申請地では水稻を栽培する予定です。

以上2件、周辺農地への影響もなく問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

15 番 番号13号について説明します。譲受人は主に農機具の修理、販売を行うほか、農作物の栽培、販売も行っております。今回、譲受人から譲渡人へ経営規模を拡大したい旨の相談を行い、売買が成立したものです。今後は譲受人が農作業に従事し、コーヒーを作付けする予定です。現地を確認したところ、適切に維持管理が行われております。また、譲受人は農業経験があり、農機具も使用できるため、今後も適切に管理ができると思われます。ご審議よろしく願いいたします。

番号14号について説明します。こちらにつきましては、譲受人の親族が申請地を借りて水稻を作付けしていたことから、譲渡人が譲渡の相談をしたところ、無償での譲渡が成立しました。譲受人は兼業農家として水稻を作付けする予定であり、今後も農地の維持管理を行えることから、周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

17 番 番号15号について説明します。申請地は、譲受人の親族が家を建てる予定地の裏側にあります。申請地は雑草が生えていましたが、譲受人が草刈りを行っており、今後は家庭菜園を行う予定です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

18 番 番号16号について説明します。譲渡人は高齢となり、農地を管理できなくなったことから、申請地を貸していた譲受人に相談をしたところ、今回の売買が成立しました。申請地については、今年はクローバーを植えて緑肥とし、来年からはサツマイモを栽培する予定です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

19 番 番号17号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。申請地は長年譲受人が借り受けており、今回譲渡人から申請地を買ってほしいと相談をしたところ、売買が成立しました。譲受人はミカン農家で、大規模に経営を展開しております。

番号18号について説明します。こちら、譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。譲渡人から譲受人に申請地を買い取ってほしいと相談をしたところ、今回の申請となりました。譲受人はユーカーリ、タマネギ、ニンニクを作付けしております。現地を確認したところ、申請地では新しいハウスが2棟建っております。

以上2件、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

21 番 番号19号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。申請地は3年前から譲受人が借り受けて耕作しており、譲渡人から譲り受けてほしいと相談があったことから、今回売買が成立しました。申請地では譲受人

が水稻を栽培して管理しておりましたので、周辺農地への影響もなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号の19件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号6号の6件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号6号を朗読]

なお農地区分につきましては、すべて第2種農地です。

以上6件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

4番 番号1号について説明します。こちらにつきましては、営農型太陽光発電の基礎にかかる一時転用の再申請です。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もないため、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

8番 番号4号について説明します。こちらにつきましては、営農型太陽光発電の基礎と引込柱の一時転用の再申請です。申請地3筆のうち一部はフキとミョウガが作付けされ、産直などに出荷されております。そのほかではシキビが試験的に作付けされておりますが、まだ出荷はしておりません。現地を確認したところ、適切に作付けされておりました。周辺農地に影響はなく、問題ないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、

これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号の6件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。14ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号9号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号9号の9件につきまして、ご説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号9号を朗読]

なお農地区分につきましては、番号9号は高速道路のインターチェンジから300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他はすべて第2種農地です。

以上9件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

4番 番号1号、番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親族で、ともに営農型太陽光発電基礎と引込柱基礎の一時転用の再申請です。現地を確認したところフキが栽培されており、適切に管理されておりました。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もないため、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

11番 番号3号について説明します。借人は資材運搬業を営んでおり、資材の一時仮置場とするための申請です。

続いて番号4号について説明します。申請地は、昨年所有権移転の転用許可申請があり、許可を受けている土地です。譲受人は不動産貸付業を営んでおり、資材置場や駐車場として使用する予定です。

以上2件、水利組合や土地改良区の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

2番 番号6号について説明します。こちらにつきましては、譲受人が分譲住宅を建てるための申請です。申請地は何も作付けされておりませんが、草

刈りはされている状態です。

番号7号について説明します。こちらは譲受人が資材置場を設置するための申請です。こちら申請地は何も作付けされておらず、管理のみされている状態です。

以上2件、水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

14番 番号8号について説明します。こちらにつきましては、営農型太陽光発電基礎の一時転用の再申請です。以前から継続して設置されており、申請地にはシキビが作付けされ、適切に管理されております。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

15番 番号9号について説明します。譲渡人は県外在住であり、申請地は休耕田となっております。譲受人は土木工事業を営んでおり、昨年から取り組んでいる新規事業のための駐車場設置と資材置場の拡張が急務となっております。併せ利用地は従業員寮として購入した土地であり、この土地の所有者であった譲渡人に申請地を譲ってほしいと申し出たところ、今回の売買が成立しました。申請地は造成した後、土砂の流出や堆積防止のコンクリートブロックを施工する予定であり、雨水処理も適切に計画されております。また地元水利とも調整済みでありますので、周辺農地や住民の影響もなく、問題ないと思われま。申請地はウメ、ビワ、柿の木が植えられておりますが、今後は伐採し、造成を行う予定です。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めま。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号の9件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」事務局の説明を求めま。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号につきまして、ご説明いたします。

[議案第6号 番号1号から番号3号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんからの説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号3号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めま。よって議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号3号の3件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めま。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号3号を朗読]

よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願ひします。

6番 番号1号について説明いたします。申請地はかつて水田や畑として利用されていましたが、現地を確認したところ、笹などが生え山林化が進んでおり、農地に復元することは困難と思われま。

続いて番号2号について説明いたします。こちらも番号1号と同様の状態となっております、非農地通知が妥当と思われま。

以上2件、ご審議よろしくお願ひします。

11番 番号3号について説明いたします。現地を確認したところ、20年以上前から耕作されていないようで、大きな木が生えている状態です。申請地に隣接している土地も昨年非農地通知を送付した場所で、申請地も同じ状況です。農地に復元することは困難と思われま。非農地通知が妥当と考えま。ご審議よろしくお願ひします。

議長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めま。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付す

ることとさせていただきます。次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。20ページから41ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数43件、面積7.3ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては42ページから54ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は21件であり、面積は6.3ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計64件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同

〔なしの声あり〕

議長

ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同

〔異議なしの声あり〕

議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は64件すべて適当と認め決定といたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農用地利用集積等促進計画（案）について（意見聴取）

2. 農業経営改善計画の認定について（通知）

3. 能登半島地震義援金について

4. その他

(1) 3月定例総会について

日時 令和6年3月21日（木）午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
令和6年 3月7日（木）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：奈尾正敏	高瀬町：近藤和雄
		山本町：三宅幸一	財田町：山岡正士

(3) 今後の予定

月日	会議名等	開催場所
3月1日（金） 午後7時～	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター2階 201・202会議室

(4) 配布物

・令和5年 三豊市貸借料情報

閉会【午後3時00分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____